

# 青森県報

第四千七百七十六号

平成二十八年  
七月二十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(健康福祉課) ……
右 同……………	( 同 ) ……
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………	( 同 ) ……
右 同……………	( 同 ) ……
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……………	(保健衛生課) ……
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	(水産振興課) ……
公 告	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(情システム課) ……
林業用種苗生産事業者の登録の失効……………	(林 政 課) ……
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) ……

## 告 示

青森県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	休 止 日
株式会社 ビリーブケア	青森市長島三丁目一-熊谷ビル二-一号	訪問介護	株式会社 ビリーブケアセン	八戸市類家四丁目八の一	平成二六・六・三〇

青森県告示第四百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	休 止 日
株式会社 ビリーブケア	青森市長島三丁目一-熊谷ビル二-一号	訪問介護	株式会社 ビリーブケアセン	八戸市類家四丁目八の一	平成二六・六・三〇

青森県告示第四百九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」によ

る生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三村 申吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		休 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 リーブケア	青森市長島三丁目一 号熊谷	株式会社 リーブケア	八戸市類家四丁 目八の一	平成 二六・六三〇
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	

青森県告示第五百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三村 申吾

介護予防事業者		介護予防事業者		休 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 リーブケア	青森市長島三丁目一 号熊谷	株式会社 リーブケア	八戸市類家四丁 目八の一	平成 二六・六三〇
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	

青森県告示第五百一號

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十條第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一條第三号の規定により公表する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三村 申吾

指定医の区分	氏 名	名 称	所 在 地	診療当科	指 定 消 滅 日
難病指定	有末 篤弘	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	外科	平成 二六・七二三
難病指定	石川 雄一	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	皮膚科	"

青森県告示第五百二號

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三村 申吾

二の表尻笥区域の項を次のように改める。

尻笥区域 尻笥漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業で</li> <li>2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業で</li> <li>3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業で</li> <li>4 底建網漁業</li> <li>5 底建網漁業</li> </ol>
---------------------	---

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県情報システム強靱性向上に係る事前整備業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十八年七月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額  
五千七百二十四万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	昭和 三三・三五	氏名 鈴木 武	住所 東津軽郡 今別町大 字元字	生産事業者	生産事業の内容	事業所	失効年月日
					穂苗	木名 鈴木苗畑	
					幼苗以外 の苗木成育		
						所在地 東津軽郡 今別町	
							平成 二六・二七

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、中市筒口地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年七月二十五日から同年八月二十二日まで
- 三 縦覧の場所

五戸町役場

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭